

# 青森県報

号外第二十号

平成二十一年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (人事課) …… 六  
行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 七  
物品購入調査室設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 七

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中「工業総合研究センター」を「削除」に、

「第一目 農林総合研究センター(第九十四条 第二百五条)

第二目 水産総合研究センター(第六六条 第一百一一条)

第三目 ふるさと食品研究センター(第一百十二条 第一百六条) を

第四目 農業大学校(第一百七七条・第一百八条)

第五目 営農大学校(第一百九条・第二百条)

「第一目 病害虫防除所(第九十四条・第九十五条) に改める。

第二目 営農大学校(第九十六条 第二百条)

第八条第一項の表企画政策部の項中「政策調整課、企画課、新幹線・交通政策課」を「企画調整課、新幹線・交通政策課、広報広聴課」に改める。

第十一条の人事課の項の第十四号中「(漁ろう手当を除く。)」を削り、同条の総務学事課の項中第二十二号を第二十五号とし、第十九号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 行政資料の収集、整備及び提供に関すること。

第十一条の総務学事課の項中第十七号を第十九号とし、第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項の第十号中「公益法人及び」を削り、同号を同項の第十二号とし、同項の第九号の次に次の二号を加える。

十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関すること。

十一 特例民法法人に係る事務の総括に関すること。

第十一条の税務課の項の第三号中「及び航空機燃料譲与税に関すること」を「航空機燃料譲与税及び地方法人特別譲与税に関すること」に改める。

第十一条の二の政策調整課の項中「政策調整課」を「企画調整課」に改め、同項の第二号中「(企画課の分掌に係る事務を除く。)」を削り、同項中第十一号から第十五号までを削り、第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 国土形成計画の策定に係る調整及び連絡に関すること。

第十一条の二の政策調整課の項中第六号を第十号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 各部及びエネルギー総合対策局の行政に必要な基礎的調査に関すること。

九 行政評価に関すること。

第十一条の二の政策調整課の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 長期的及び総合的な施策に係る企画及び立案に関すること。

四 長期総合計画の策定及び推進に関すること。  
 第十一条の二の政策調整課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 総合計画審議会に関すること。

第十一条の二の企画課の項を削り、同条の新幹線・交通政策課の項の次に次のように加える。

広報広聴課

一 県行政の広報及び広聴に関すること。

二 広報及び広聴の総合的企画及び連絡調整に関すること。

三 県行政に係る相談に関すること。

四 政府委託広報に関すること。

五 報道機関との連絡に関すること。

第十一条の二の統計分析課の項の第十二号を削る。

第十二条の県民生活文化課の項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の二の新産業創造課の項の第五号を次のように改める。

五 知的財産の総括に関すること。

第十三条の二の新産業創造課の項の第六号を削り、同条の労政・能力開発課の項の第十八号中「駐留軍従業員等健康福祉センター」を削る。

第十四条の農林水産政策課の項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 地方独立行政法人青森県産業技術センターの運営の総括に関すること。

第十四条の食の安全・安心推進課の項に次の一号を加える。

七 病害虫防除所に関すること。

第十四条の構造政策課の項の第二十四号中「農業大学校及び」を削り、同条の畜産課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条の建築住宅課の項の第十三号中「指導監督」を「清算」に改める。

第十七条第十九号及び第十七条の二の経理課の項の第六号中「畜産課の分掌事務に係る動物」を削る。

第二十条第三項中「政策調整課、企画課」を「企画調整課、広報広聴課」に改め、

同条第六項中「国際交流推進課に係る事務を整理するとともに」を削り、「他の一

人は」の下に「国際交流推進課、」を加える。

第二十二条の三（見出しを含む。）中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第二十三条の見出しを「(サブマネージャー)」に改め、同条第一項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改め、同条第二項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に、「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第二十五条の三中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第二十五条の三の二第一項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改め、同条第二項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に、「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第二十八条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第四項中第六号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とする。

第三十二条第八項第四十号を削り、同条第九項第二号中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第二百二十三号)」を加え、同項第四号中「身体障害者手帳の交付及び」を削り、同項第五号中「児童自立生活援助事業」の下に「小規模住居型児童養育事業及び一時預かり事業」を加え、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十五条を次のように改める。

(所掌事務)

第六十五条 障害者相談センターは、次の事務を所掌する。

一 身体障害者福祉法第十一条第二項及び第三項に規定する身体障害者の福祉に関すること。

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項及び第三項に規定する知的障害者の福祉に関すること。

三 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。

四 療育手帳の交付に関すること。

五 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者に係る相談に関すること。

第三章第二節第三款の二第二目を次のように改める。

第二目 削除

第八十一条から第八十四条まで 削除

第八十七条を次のように改める。

第八十七条 削除



センターの項を削り、同表職業能力開発校の項中、「つがる校長（青森県立弘前高等技術専門校に限る。）」、「三沢校長（青森県立八戸工科学院に限る。）」を削り、同表青森県農林総合研究センターの項を次のように改める。

青森県病害虫防除所 所長

別表第三青森県水産総合研究センターの項から青森県農業高等学校の項までを削り、各出先機関（地域県民局を除く。）及び各地域県民局の各部共通の項を次のように改める。

各出先機関（地域県民局を除く。）及び各地域県民局の各部共通	総括副参事	副参事	総括主幹	主幹	主査	所（校、学院、館、部）付
-------------------------------	-------	-----	------	----	----	--------------

別表第四第一号の表部長（青森県農林総合研究センター藤坂稲作研究部及び青森県農林総合研究センター林業試験場木材加工部の部長を除く。）の項を削り、

支所長	弘前地域技術研究所長	八戸地域技術研究所長	つがる校長	三沢校長	グリーンバイオセンター所長
-----	------------	------------	-------	------	---------------

畑作園芸試験場長

フラワーセンター21あおもり所長

りんご試験場長

畜産試験場長

林業試験場長

増養殖研究所長

内水面研究所長

下北ブランド研究開発センター所長

農産物加工指導センター所長

局長  
部長（青森県農林総合研究センター藤坂稲作研究部及び青森県農林総合研究センター林業試験場木材加工部の部長に限る。）

県南果樹研究センター所長

和牛改良技術センター所長

和牛改良資源センター所長

つがる農産物加工センター所長

支所長

当該支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

当該所（校、場、部、局）の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

改め、別表第四第三号の表税務調査監の項、監査指導監の項、総括研究管理監の項、

に

を

研究調整監の項、総務管理監の項及び工事調整監の項を削る。

別表第五通信士の項及び司厨員（しゅういん）の項を削る。

別表第六青森県総合計画審議会の項中「企画課」を「企画調整課」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 次の表の上欄に掲げる改正前の青森県行政組織規則に規定する出先機関の平成二十年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる課において所掌するものとする。

青森県工業総合研究センター	商工労働部新産業創造課
青森県農林総合研究センター 青森県水産総合研究センター 青森県ふるさと食品研究センター	農林水産部農林水産政策課
青森県農業大学校	農林水産部構造政策課

( 青森県工業総合研究センター利用規則等の廃止 )

3 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 青森県工業総合研究センター利用規則（平成十五年三月青森県規則第二十八号）
- 二 青森県農林総合研究センター利用規則（平成十五年三月青森県規則第二十九号）
- 三 青森県肉用牛人工授精用凍結精液製造に関する規則（昭和五十一年四月青森県規則第二十九号）

四 青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則（昭和四十三年二月青森県規則第七号）

五 青森県内水面養魚配布規則（昭和三十一年四月青森県規則第二十三号）

( 賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部改正 )

4 賠償責任を有する補助職員を指定する規則（昭和四十年十月青森県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。  
表支出又は支払の項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

( 青森県災害対策本部に関する規則の一部改正 )

5 青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「政策調整課」を「企画調整課」に改める。

別表西北地方支部の項中

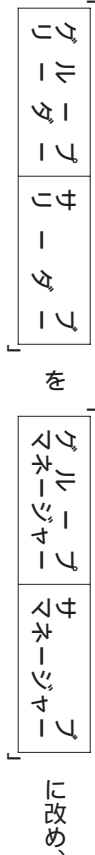
「青森県農林総合研究センター病害虫防除室長」を「青森県水産総合研究センター」所長

「森県病害虫防除所長」に改め、同表中南地方支部の項中「青森県農林総合研究センター病害虫防除室長」を「青森県病害虫防除所長」に改め、同表上北地方支部の項、下北地方支部の項及び三戸地方支部の項中「青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室長」を「青森県病害虫防除所長」に改める。

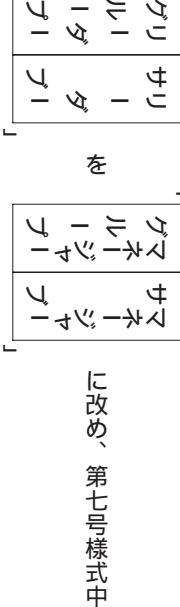
( 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正 )

6 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

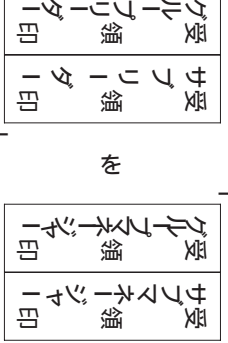
第二号様式中



第三号様式の別表及び第四号様式の別表中



に改める。



( 青森県身体障害者福祉法施行細則の一部改正 )

7 青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）の

一部を次のように改正する。

第八条第二項中「地域県民局長」を「障害者相談センター所長」に改める。

(青森県物品調達規則の一部改正)

8 青森県物品調達規則(昭和三十三年三月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

訓 令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

(人づくり戦略チーム設置規程の一部改正)

第一条 人づくり戦略チーム設置規程(平成十八年三月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「企画課」を「企画調整課」に改める。

(青森県行政監察規程及び青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程の一部改正)

第二条 次に掲げる訓令の規定中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

一 青森県行政監察規程(昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十六号)第六条第二

号

二 青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程(昭和四十七年六月青森県訓令甲第二十五号)第四条第一項及び第八条

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

第三条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。



「別記様式中」を「別記様式中」に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程及び青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第四条 次に掲げる訓令の規定中「企画課長」を「企画調整課長」に改める。

一 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)別表第一

二 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第一号)別表二

(津軽・下北地域開発推進連絡会議規程及び青森県土地利用対策会議規程の一部改正)

第五条 次に掲げる訓令の規定中「政策調整課長、企画課長」を「企画調整課長」に改める。

一 津軽・下北地域開発推進連絡会議規程(昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号)別表第二

二 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)別表第一

(青森県民間資金等活用事業推進会議規程及び青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)

第六条 次に掲げる訓令の規定中「政策調整課長」を「企画調整課長」に改める。

一 青森県民間資金等活用事業推進会議規程(平成十四年五月青森県訓令甲第三十

一 号) 別表第一

二 青森県物価対策連絡会議規程(昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号) 第三条 第三項

(青森県広報・広聴事務に関する規程の一部改正)

第七条 青森県広報・広聴事務に関する規程(平成元年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同条第三項中「政策調整課」を「広報広聴課」に改める。

第六条第二項中「政策調整課」を「広報広聴課」に改める。  
第七条第二項中「政策調整課長」を「広報広聴課長」に、「政策調整課の」を

「広報広聴課の」に改め、同条第五項中「政策調整課」を「広報広聴課」に改める。  
(青森県消費者行政連絡会議規程及び青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第八条 次に掲げる訓令の規定中「政策調整課長」を「広報広聴課長」に改める。  
一 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)

別表

二 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号) 別表 第一

(青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正)

第九条 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程(昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画課長」を「企画調整課長」に改める。  
(船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程の廃止)

第十条 船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程(昭和三十二年二月青森県訓令甲第四号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令

行政経営推進室設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「人事課」を「財政課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

物品購入調査室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

物品購入調査室設置規程を廃止する訓令

物品購入調査室設置規程(平成二十年十二月青森県訓令甲第三十一号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭